

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	若年者訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+4.6単位(19.3単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算 () +20/100	特定事業所加算 () +10/100	特定事業所加算 () +5/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位
	(2) 20分以上30分未満 (24.6単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (39.4単位)											
	(4) 1時間以上 (53.3単位に30分を增すごとに+8.3単位)											
	□ 生活援助											
(1) 20分以上45分未満 (18.1単位)	(1回につき 9.8単位)											
(2) 45分以上 (22.3単位)												
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 9.8単位)												

ニ 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算
 (1) 生活機能向上連携加算() (1月につき +10.0単位)
 (2) 生活機能向上連携加算() (1月につき +20.0単位)

介護職員処遇改善加算	注
(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×100/1000)	
(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×55/1000)	
(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の90/100)	
(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の80/100)	

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及び」介護職員処遇改善加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × /100 所定単位数 × /100
 + /100 所定単位数 + 所定単位数 × /100